

新型コロナウイルス感染症に係る尼崎市の取組状況

兵庫県において、新型コロナウイルス感染者にかかる直近1週間の移動平均が40人を超え、県が定めていた指標において「感染拡大期2」に移行し、「兵庫うつらない・うつさない宣言」が出されました。市民の皆様におかれましては、県境をまたいでの接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店等の利用を控えて下さい。

尼崎市においても、20代、30代の方を中心に感染確認数が増加しており、直近では職場内、家庭内感染による高齢者、10歳未満の子どもへの感染例や、市立小中学校の教職員の感染が確認されたところであり、引き続き、新型コロナウイルス対策に取り組んでいく必要があります。

今後の第2波へ備えた取組みとしましては、検査機器の更新などPCR検査体制の強化等を行い、引き続き感染予防策と市民生活の両立を見据えた「新しい生活様式」の定着、新型コロナ対策により影響を受けた生活困窮世帯や地域経済への支援、学校休業が長期化した子どもたちへの支援を行っているところです。

また、感染症と自然災害の複合災害への対応につきましては、避難所で必要となる備蓄品の調達、配置、マニュアルの整備などを行ったところです。

市民の皆様・事業者の皆様には、引き続き、一層のご協力をお願いします。

1 市民の皆様へ

- ・ 感染拡大を予防する生活習慣として、「3密」（密閉・密集・密接）の回避や、身体的距離の確保、マスクの着用、咳エチケットの徹底、手洗い・手指消毒、体温測定や健康チェックといった各感染予防に取り組んでください。ただし、屋外での十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合は、マスクを外すなど、熱中症に考慮してください。
- ・ お盆に県外から帰省客を迎える際には感染防止策の徹底をお願いいたします。
- ・ 感染が再拡大している地域への不要不急の移動を自粛してください。特に、県境をまたいでの、接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等の利用を控えて下さい。
- ・ 最近国内のクラスター源となっている接待を伴う飲食店や酒類の提供を行う飲食店への出入りは自粛するようお願いします。（感染拡大予防ガイドラインを遵守している施設は除く。）
- ・ 大人数での会食や、飲食しながらの大声での会話や回し飲みは避けてください。特に若年層をはじめとするグループによる飲み会等は控えていただくようお願いいたします。
- ・ 感染防止対策を行っていない店舗の利用やイベント等への参加は自粛してください。
- ・ 兵庫県コロナ追跡システムなどの感染拡大防止システムが導入されている施設・店舗を利用

する際は、メールアドレス等の登録にご協力をお願いします。

- ・ 国が感染拡大防止のため、提供しているスマートフォンアプリである新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）については、多くの人が入力することで、効果が上がりますので、登録にご協力をお願いします。

2 事業者の皆様へ

- ・ 事業活動にあたっては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、適切な感染防止対策を徹底してください。特に接待を伴う飲食店及びその他酒類の提供を行う飲食店については、ガイドラインの遵守を徹底してください。
- ・ イベント等の開催にあたりましては、参加人数の制限など適切な感染防止対策の徹底をお願いするとともに、不特定多数が利用する店舗・施設やイベントなどにおいて、兵庫県コロナ追跡システムの積極的なご活用をお願いいたします。
- ・ あらためて感染拡大を予防する働き方として、在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務、時差出勤の推進、オンラインでの会議、対面での打合せは換気とマスク着用の徹底、発熱など体調不良の従業員の出勤停止、職場での「3密」の防止、若年層による大人数の会食への注意喚起といった各感染予防に取り組んでください。

3 “オールあまがさき”での支え合い・応援のお願い

コロナ感染症に伴う休業要請により、売上等が減少している事業者や医療従事者など最前線で奮闘する方々など支え合い・応援する事業にご協力をお願いします。

- ・ テイクアウト・デリバリー等促進支援事業、「尼崎のお店まるごと応援プロジェクト」等
- ・ 「あまがさき新型コロナウイルス感染症対策 みんなで応援寄附金」
- ・ 兵庫県と県下市町の協働による「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」

1 保健・医療体制の充実強化

2 感染症対策を見据えた災害への備え

3 総合サポート体制の構築

4 市民生活を支援する取り組み

5 地域経済を支援する取り組み

6 高齢者・障害者施設、従事者等への支援

- 7 保育施設等、子育て支援
- 8 学校等、学習支援
- 9 公園・公共施設等
- 10 イベント・集会等
- 11 広報・啓発活動
- 12 皆さまからの寄付等の受け付け
- 13 庁内の対応等

1 保健・医療体制の充実強化

◆ 積極的疫学調査の推進

積極的疫学調査を推進するため「新型コロナウイルス感染症対策室」を設置し、市内の感染者の発生状況についての指標の提示を行うなど、引き続き感染状況のモニタリングを行うとともに、より精度の高い情報に加え、第2波の早期探知に努め、必要に応じてアラート情報を発信していきます。

◆ 外来医療及びPCR検査体制の強化

尼崎市医師会や病院関係者の協力を得て「帰国者・接触者外来」の維持・拡充を図るとともに、尼崎市立衛生研究所で行うPCR検査機器の整備などにより検査可能件数を倍増することで、第2波に備えた検査体制の強化を行いました。

◆ 病床、療養（宿泊）施設の確保

兵庫県が行う入院患者の病床確保や、無症状者や軽症者の療養を行う宿泊施設の確保については、積極的に協力しています。

◆ 衛生用品（マスク）の提供

医療従事者等が使用するマスクを確保する必要から、災害用として保健所が備蓄していたマスクを医師会、歯科医師会、薬剤師会等へ提供しました。

◆ 健診等の再開

集団健診については6月17日から再開しました。また、保健所での健康サポート事業・各種がん検診については7月1日から順次再開しています。

2 感染症対策を見据えた災害への備え

◆ 第2波への備え

市民・事業者へ改めて感染拡大の予防の啓発を行うとともに、マスク、消毒液等の衛生用品の備蓄などを進め、安全・安心の強化を図っています。

◆ 自宅待機者専用避難所の確保

新型コロナウイルス感染症に感染された方との濃厚接触や、海外からの帰国等により自宅で待機されている方の避難先として、一般の指定避難場所とは別に、自宅待機者専用避難所を確保し、災害時に安心して避難することができる環境を整備しました。

◆ 避難所における感染防止対策の強化

- ・ 新型コロナウイルス感染症禍における避難所運営の体制強化を図るため、マニュアルを作成し、公表しました。
- ・ 検温やヒアリングにより避難者の健康確認を行うとともに、避難者の健康状態に応じた専用スペースを確保するなど、避難所のゾーニングを行います。
- ・ 避難所では、換気やソーシャルディスタンスの確保を徹底し、不特定多数の方の手が触れる場所や他者と共有する物品の除菌・消毒を行います。
- ・ 避難所で必要となる非接触型赤外線体温計、手指用アルコール消毒薬、マスク、ペーパータオル等の衛生用品や、飛沫感染を防ぐためのパーテーション等について避難所へ配置をしました。

◆ 自助・共助の取り組みの強化

新型コロナウイルスの感染リスクを考慮した避難行動等について、市ホームページや市報あまがさき等の各種広報媒体を活用し、災害時における自助・共助の取り組み強化を啓発しています。

◆ 衛生用品等の確保の強化

衛生用品等を確保するため、新たにマスク製造を開始した市内業者及び消毒液製造業者と災害時の物資優先供給協定の締結を7月14日に行いました。

3 総合サポート体制の構築

「新型コロナウイルス総合サポートセンター」を設置し、支援を必要とする方のサポート体制を構築しています。

◆ 4月20日 「事業所向け臨時相談窓口」を開設しました。

経営環境の悪化に直面する事業者を対象とした、経営相談やセーフティネット保証の認定、各種支援策や納税等に関する総合的なサポートを行っています。

6月1日 臨時相談窓口を出屋敷リベル3階に移転しました（受付は平日のみ）。なお、セーフティネット保証4号・5号などの認定は、引き続き中小企業センターで行います。

- ◆ 4月24日 「市民向け相談サポート窓口」を開設しました。(受付は平日のみ)
様々な困りごとや不安を抱える市民一人ひとりに寄り添うワンストップ型の相談業務を行い、速やかに適切な支援策につなげています。
6月1日 市民の支援体制を強化するため、各地域課にも相談窓口(受付は平日のみ)を設置し、よりきめ細かな相談・支援を実施しています。
- ◆ 5月11日 「特別定額給付金専用ダイヤル」を開設しました。(受付は平日のみ)
国が実施する「特別定額給付金」の支給を速やかに行うための体制を整備するとともに、その他の支援策と併せたきめ細かな支援を行っています。
- ◆ 5月20日 行政窓口で多言語対応するため電話通訳・テレビ通訳を導入しました。

4 市民生活を支援する取り組み

- ◆ 住宅困窮者への緊急支援
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う解雇や離職、減収により住宅に困窮している方を対象に、市営住宅を提供しています。
- ◆ 水道基本料金、下水道基本使用料の減免
水道基本料金及び下水道基本使用料を6ヵ月間(7月検針分から12月検針分まで)全額減免します。
- ◆ 特別定額給付金の支給
特別定額給付金は、本市の対象総数約23.7万件のうち、約23.0万件の申請書が届いており、7月22日現在で約22.0万件(92.6%)が支給済みです。
郵送・オンライン申請において不備が確認されたものについては、6月下旬から不備の内容を記載した書類を順次郵送していますので、再申請を忘れずお願いします。
申請処理状況を把握できるお問い合わせ Web サービスもご活用ください。
本市への申請期限は8月17日となっておりますので、未申請の方はご注意ください。
- ◆ 出産特別給付金の支給
新型コロナウイルス感染症が市民生活へ大きな影響を及ぼす中、感染予防対策を講じながら不安を抱えて子どもを出産した母等に、子ども1人あたり5万円の給付金を支給します。
対象となる子どもは、令和2年4月28日から12月31日までに生まれ、出生により市内に住民登録をした子どもです。また、申請・受給する方は、対象となる子どもを出産した母で、出生した日から申請日まで引き続き、市内の子どもと同じ世帯にある方です。
令和2年4月28日から8月31日までに生まれた子どもの世帯には、9月中に申請書を送付します。また、令和2年9月1日以降に生まれた子どもの世帯には、出生日以降に順次申請書を送付します。

5 地域経済を支援する取り組み

◆ 「緊急つなぎ資金」貸付制度の創設

事業の継続を支援するため、売上減少等に直面する個人事業主や小規模事業者に対し、店舗等の賃料を対象とした貸付事業を市が直接行っています。

※申請受付は7月31日で終了しました。

◆ 休業要請事業者経営継続支援事業

兵庫県の休業要請に応じた結果、売上が一定以上減少することとなった中小法人や個人事業主に対し、兵庫県と協調して経営継続支援金を支給します。

※申請受付は7月7日で終了しました。

◆ 事業を継続している飲食店等への支援

あまっ子お弁当クーポン事業等による支援とともに、テイクアウト・デリバリー等促進支援事業、クラウドファンディングを通じて市内店舗をまるごと支援する「尼崎のお店まるごと応援プロジェクト」など支援策を行っています。

※「尼崎のお店まるごと応援プロジェクト」によるあま咲きチケットの販売は、6月21日をもって終了しました。

◆ 事業継続支援給付金事業

県の休業要請事業者経営継続支援金を受けられなかった方、もしくは受けていなかった方に10万円を給付します。申請の受付は8月から原則、郵送及びオンラインで開始します。また、中小企業センターに、特設会場を開設し、問合せ等に対応します。

◆ 事業者向け感染拡大防止対策等支援事業

新型コロナウイルス感染症による影響を乗り越えるため、ウイズコロナやポストコロナ等を見据えた、市内中小企業者（個人事業主を含む）が行う感染拡大防止や新たな販路開拓等の取組に対して20万円まで補助を行います（補助率2/3）。申請の受付は8月から原則、郵送及びオンラインで開始します。また、中小企業センターに、特設会場を開設し、問合せ等に対応します。

◆ 電子版プレミアム付商品券関係事業

市内小売市場・商店街等で利用できる電子版プレミアム付お買い物ポイント（アプリ型・カード型）を発行します。現在、取扱加盟店を募集しています。

◆ SDGs 地域ポイント制度推進事業

新型コロナウイルス感染症収束後の需要喚起を図るため、「SDGs 地域ポイント制度」を使ってキャッシュレス決済を行った人に対し5%のポイント還元（お買い物ポイント）を行う予定です。

6 高齢者・障害者施設、従事者等への支援

◆ 施設の再開

- 老人福祉センターについては、貸館は6月22日から、自主事業は7月1日から再開しています。
- 老人福祉工場については、6月22日から再開しています。
- 身体障害者福祉会館については、6月22日から利用を再開しています。
- 身体障害者福祉センターについては、6月23日から利用を再開し、自主事業は7月1日から再開しています。
- 市立たじかの園、あこや学園については、6月1日から再開し、園児の心身の状態や生活状況の把握に努め、療育を行っています。

◆ 衛生用品の配付

- 介護保険事業所、障害福祉サービス事業所等に対して次亜塩素酸水及びマスク等を配付しました。
- 酸素吸入、経管栄養等のケアを必要とする児童の家庭へ手指消毒用エタノールを配付しました。
- 備蓄状況調査に基づき選定した障害者福祉サービス事業所等に手指消毒用エタノール等を配付しました。

◆ フレイル予防

希望される高齢者の方に、「100歳体操」などを収録したDVDを送付しました。

7 保育施設等、子育て支援

◆ 保育施設（事業所）

保育施設（事業所）は、これまでどおり児童を受け入れます。

◆ 児童ホーム・こどもクラブ

児童ホームは、これまでどおり児童を受け入れます。

なお、こどもクラブについては、当面の間、閉所します。

◆ 支援を要する児童の見守りと昼食の提供

○ あまっ子応援弁当緊急事業の実施

子どもの育ち支援センター「いくしあ」のケースワーカー等が無料の昼食券を直接手渡すことにより、ネグレクトや生活困窮等を理由に昼食を摂ることが困難な要支援児童の現状把握を行うとともに昼食支援を実施しました。（6月1日以降は「あまっ子お弁当クーポン事業」に統合しています。）

○ あまっ子お弁当クーポン事業の実施

市立小・中学校等に在籍する要保護及び準要保護等の児童生徒には、市内の事業所で7月末日まで利用できる「お弁当クーポン券（4千円分）」を交付しました。

○ 子ども食堂による昼食の提供

児童に無料で昼食を提供している子ども食堂へ補助することにより、要支援児童への昼食支援を実施しました。

○ フードバンクの活用や市内企業からの支援

フードバンクや市内企業から食品の提供を受け、「いくしあ」ケースワーカーが中心となり要支援児童への昼食等の提供を行っています。

◆ 家庭・子育て相談事業

○ コロナ禍による不安やストレスを抱える保護者の負担を軽減するため、「いくしあ」の電話相談窓口で、専門職（公認心理師、社会福祉士等）による相談業務を行っています。

○ 乳幼児健康診査事業については、感染防止措置を講じながら、乳児の健診を6月1日から、1歳6か月児の健診を7月3日から再開しています。また、3歳児健康診査については、10月から再開を予定しています。なお、引き続き、子どもの発達や育児について相談希望がある方を対象に、個別支援を行っています。

◆ 妊婦及び保育施設へマスクの配付

母子健康手帳の交付を受けている妊婦や保育施設（事業所）を対象に、マスクを配付しました。

8 学校等、学習支援

◆ 学校園の再開

6月1日から市立幼稚園、小・中学校、高等学校を、6月8日から特別支援学校を再開しました。

中学校の部活動については、6月15日から30日までの間、活動日数や時間を制約しながら活動し、7月1日からは、通常活動を再開しています。（合同練習等の交流活動等に制約あり）

高校の部活動については、県立高校同様、6月15日から活動を再開しました。（合同練習等の交流活動等に制約あり）

小・中学校の目的外利用及び学校開放は、6月15日から再開しました。特別支援学校の目的外利用及び学校開放は、8月1日から再開します。

◆ 夏休みの短縮

長期休業による授業の遅れを補充するため、夏季休業日を短縮し次のとおりとします。(幼稚園を除く)

- 小学校 8月1日(土)～17日(月)(17日間)
- 中学校 8月8日(土)～17日(月)(10日間)
- 高等学校 8月1日(土)～23日(日)(23日間)
- 特別支援学校 7月31日(金)～8月17日(月)(18日間)

◆ ICTを活用した教材や動画の提供

ICTを活用し、学校ごとに作成した教材や動画などを自宅等から閲覧、ダウンロードできるような仕組みを整えます。

◆ 民間のオンライン学習支援システムの導入

市立高等学校・中学校において生徒が自宅等で動画教材やドリルなどを活用することができる民間のオンライン学習支援システム(リクルートマーケティングパートナーズが運営するスタディサプリ)を導入しました。

◆ インターネット利用が困難な児童生徒への支援の実施

自宅等においてインターネットの利用が困難な児童生徒については、十分な感染予防対策を講じた上で、学校等のICT機器を利用できるよう環境を整えます。

◆ 衛生用品(マスク)の配付

学校休業期間中、やむを得ず自宅で過ごすことができない生徒・児童の受け入れを行った小学校、児童ホーム、こどもクラブの職員を対象にマスクを配付しました。

9 公園・公共施設等

◆ 生涯学習プラザ(中央南を除く)の図書室は6月1日から、図書館(中央・北)の閲覧室等及び中央南生涯学習プラザ、ユース交流センターアマブラリの図書室は6月2日から再開しています。

◆ 生涯学習プラザ、地域総合センター、女性センター・トレピエ、あまがさき・ひと咲きプラザ等の公共施設における貸室、ロビースペース等については、6月1日から再開しています。また、地域総合センター及び女性センター・トレピエにおける講座、事業等は、必要性を考慮の上、可能なものから感染予防等の対策を講じて6月1日から順次再開しました。

◆ 尼崎市立ユース交流センターは、感染防止措置を講じて6月2日から再開しました。

青少年いこいの家は、感染防止措置を講じて6月1日、美方高原自然の家は、感染防止措置を講じて6月2日から再開しました。

青少年体育道場は、感染防止措置を講じて6月1日から順次再開しました。

- ◆ 公園に併設されている駐車場や屋外のスポーツ施設等については、令和2年5月22日から、また、屋内のスポーツ施設等や地区体育館など市内の社会体育施設については、感染防止対策を講じて6月2日から利用を再開しました。
- ◆ 市民プール及び元浜緑地のわんぱく池については、令和2年度の利用を中止します。
- ◆ 「紙類・衣類の日」における衣類の回収を令和2年6月4日から令和2年8月末まで休止します。
- ◆ 尼崎城、観光案内所については、5月23日から再開しました。(3階のなりきり体験やキッズスペース等、一部のサービスを休止しています)
- ◆ ポートレース尼崎(無観客開催の解除(ただし、GⅡ以上のグレード競走開催時は無観客開催を継続))は6月16日から、サンプルピア(外向発売所)は6月10日から再開しました。

10 イベント・集会等

- ◆ 広域的かつ不特定多数が利用する市の施設、イベントについては、7月10日から運用が開始された「兵庫県コロナ追跡システム」を積極的に活用し、感染拡大防止を図っていきます。
- ◆ 全国的かつ大規模なイベントについては中止または延期を要請する。
- ◆ イベントの開催にあたっては、参加人数の制限として、会場の収容率50%以下(屋内)かつ国の基本的対処方針等が示す人数上限を目安として、人と人との間に十分な距離の保持に努めるなど感染防止を徹底して実施してください。

※人数上限

7月10日～8月31日：屋内・屋外5,000人

- ◆ 市民まつりについては、令和2年度の実施を中止します。

11 広報・啓発活動

- ◆ 市公式ホームページによる情報発信と、市公式SNS、尼崎市防災ネットによる情報拡散
- ◆ 公共施設、コミュニティ連絡板等へ啓発ポスターを掲示
- ◆ FMあまがさきによる外国語放送での注意喚起
- ◆ 複合災害に備えた感染症対策にかかる避難行動等について、市ホームページや市報等で啓発
- ◆ 新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見についての人権啓発ポスターを公共施設やコミュニティ連絡板へ掲示
- ◆ 防災行政無線で放送を行った避難情報等の内容を聞き逃した方に対し、24時間以内の最新情報について電話で放送内容を確認できる災害情報電話サービスを導入しました。

- ◆ 新型コロナウイルス感染防止キャンペーンとして、感染防止に係る啓発チラシとマスクを市内の主要な駅で配布するとともに、飲食店等についてコロナ対策ガイドラインなどを配布し、周知を図ります。

12 皆さまからの寄付等の受け付け

- ◆ 「つなごう“善意のマスク”プロジェクト」として、市内各所に広く皆さまからの寄付を募らせていただきました「マスクポスト」の設置につきましては、7月8日で終了いたしました。寄付されたマスクは、妊婦の皆さまや法人保育施設（事業所）、優先度の高い施設等にお届けしています。
- ◆ 兵庫県と県下市町の協働により「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」が創設され、医療従事者に対する勤務環境改善等の支援事業が実施されています。
- ◆ 市としても独自に感染拡大防止への取り組みに対する市民等からの寄付の申し出に対応するため、ふるさと納税の仕組みを活用し、新型コロナウイルスで困っている人たちのために支援を行う市民活動団体や、市内の医療施設や福祉施設等で従事する方々への応援、その他新型コロナウイルス感染症対策に活用するため、「あまがさき新型コロナウイルス感染症対策 みんなで応援寄附金」を令和2年5月20日から9月30日まで受け付けています。
- ◆ イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄したものに對し、個人住民税の寄附金控除を適用します。（対象となるイベント等につきましては、現在検討中です。）

13 庁内の対応等

- ◆ 感染予防対策・体調管理の徹底
- ◆ 在宅勤務、時差出勤の推進
- ◆ ソーシャルディスタンスを確保するための取り組み

以 上